

重症患者認定基準

基準①. 小児慢性特定疾病で認定されている疾病により、下記に掲げる症状の状態のうち、1つ以上が長期間（概ね6か月以上）継続すると認められる場合

対象部位	症状の状態	具体例
眼	眼の機能に著しい障がいの有するもの	視力の良い方の眼の視力が 0.03 以下のもの 視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
聴器	聴覚機能に著しい障がいの有するもの	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
上肢	両上肢の機能に著しい障がい有するもの	両上肢の用を全く廃したもの
	両上肢の全ての指の機能に著しい障がい有する者	両上肢の全ての指を基部から欠いているもの 両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの
	一上肢の機能に著しい障がい有するもの	一上肢を上腕の 2 分の 1 以上で欠くもの 一上肢の用を全く廃したもの
下肢	両下肢の機能に著しい障がい有するもの	両下肢の用を全く廃したもの
	両下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢を足関節以上で欠くもの
体幹・脊柱	1 歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がい有するもの	1 歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら、横座りのいずれもができないもの又は、臥位又は座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障がい有するもの
肢体の機能	身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする症状が、基準①の他の項の症状の状態と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁することを不能ならしめる程度のもの	一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの 四肢の機能に相当程度の障がいを残すもの

基準②. 基準①に該当しない場合であって、小児慢性特定疾病で認定されている疾患群に関して、その症状又は治療内容が、下記の疾患群ごとに定める治療状況等の状態に該当する場合

疾患群	治療状況等の状態
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析（CAPD、持続携帯腹膜透析を含む。）を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天性代謝異常	発達指数若しくは知能指数 20 以下、又は 1 歳以上の児童において、寝たきりのもの
神経・筋疾患	発達指数若しくは知能指数 20 以下、又は 1 歳以上の児童において、寝たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、三月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又は肝不全状態にあるもの
皮膚疾患	発達指数若しくは知能指数 20 以下、又は 1 歳以上の児童において、寝たきりのもの
骨系統疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、又は 1 歳以上の児童において、寝たきりのもの
脈管系疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、又は 1 歳以上の児童において、寝たきりのもの
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	基準②の他の項目のいずれかに該当するもの